

2019年（令和元年）10月1日から

幼稚園，認定こども園（教育部分）の保育料が**無償**になります。

※ 満3歳についても，同様に無償になります。

* 保育料無償化のための手続は不要です *

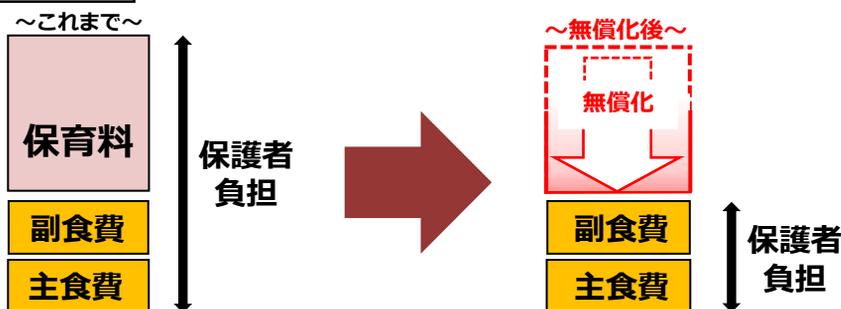
- 満3歳を含め，**保育料が無償**になります。
- **通園バス費，給食実施園の主食費・副食費（おかず代など），教材費などは保護者負担**となり，これまでと変更はありません。

※ 副食費の額は園により異なります。また，次のとおり副食費が免除になる場合があります。

年収360万円未満相当世帯…幼稚園，認定こども園に通う全ての子どもの副食費が免除

年収360万円以上相当世帯…小学3年生までの子どもが3人以上いる場合は，3人目以降の副食費が免除
(2人目までは全額必要)

参考：給食実施園の場合



副食費，保育料（9月分，10月分以降）は，9月中旬以降に，園を通じてお渡しする保育料決定通知でお知らせします。

- 多子軽減（兄弟姉妹がいる場合に，保育料が半額，無償となる制度）は，変更ありません。
例：第1子 5歳（無償），第2子 1歳（保育所），第3子 0歳（保育所）の場合は，第2子半額，第3子は無償
- 認可外保育施設，病児保育事業などは，これまでどおり保護者負担となります。
※ 「保育の必要性の認定」がない場合は，**保育料のみが無償**になります。

預かり保育料について（これまでどおり利用できますが，無償化の対象になるには**申請が必要**です。）

満3歳のうち，住民税課税世帯は，保育の必要性の有無にかかわらず，預かり保育料は無償になりません。

※ 満3歳…本年度は，2016年（平成28年）4月2日から2017年（平成29年）4月1日生まれで3歳になった子ども

- 月48時間以上の就労などにより，申請により「**保育の必要性の認定**」を受けられた場合は，預かり保育料も日額450円（月額上限あり）まで無償になります。
- 保育を必要とする要件は，就労のほか，就学，産前産後，病気・障がいなどがあります。詳しくは，「**施設等利用給付認定のご案内**」をご覧ください。
- 「**保育の必要性の認定**」は，**預かり保育の利用を約束するものではありません**。
預かり保育の申込みは，各園に行ってください。
- 預かり保育料は，施設に全額をお支払いいただき，領収書原本を添付し，月単位で福山市に申請してください。審査後に，指定の口座に対象金額を振り込みます。

※ 「施設等利用給付認定のご案内」は，各施設にあります。